

令和4年11月10日
都市経営戦略会議資料

「さいたま市国土強靱化地域計画」の 改定について

総務局 危機管理部 防災課

審議事項

- さいたま市国土強靱化地域計画の改定（素案）について

説明の流れ

1	国土強靱化地域計画について	1
(1)	国土強靱化地域計画とは	2
(2)	国土強靱化地域計画の策定状況について	3
(3)	国土強靱化地域計画に基づき実施する取組の関係府省庁の支援について	4
2	現行計画について	5
(1)	地域強靱化の基本理念について	6
(2)	地域強靱化の目標設定について	7
(3)	脆弱性評価と地域強靱化推進方針について	8
3	さいたま市国土強靱化地域計画の見直しのポイント 及び今後のスケジュールについて	12
(1)	計画の構成の見直しについて	13
(2)	見直しのポイント①【第1章(5)計画の位置づけ】	14
(3)	見直しのポイント②【第4章(1)地域強靱化の基本目標】	15
(4)	見直しのポイント③【第5章(5)重点的に推進する取組の設定】	16
(5)	見直しのポイント④【第6章(2)進捗の管理】	17
(6)	見直しのポイント⑤【第6章(3)計画の見直し】	18
(7)	計画の検討状況及び今後の予定について	19

1 国土強靱化地域計画について

(1) 国土強靱化地域計画とは

■ 国土強靱化推進の経緯

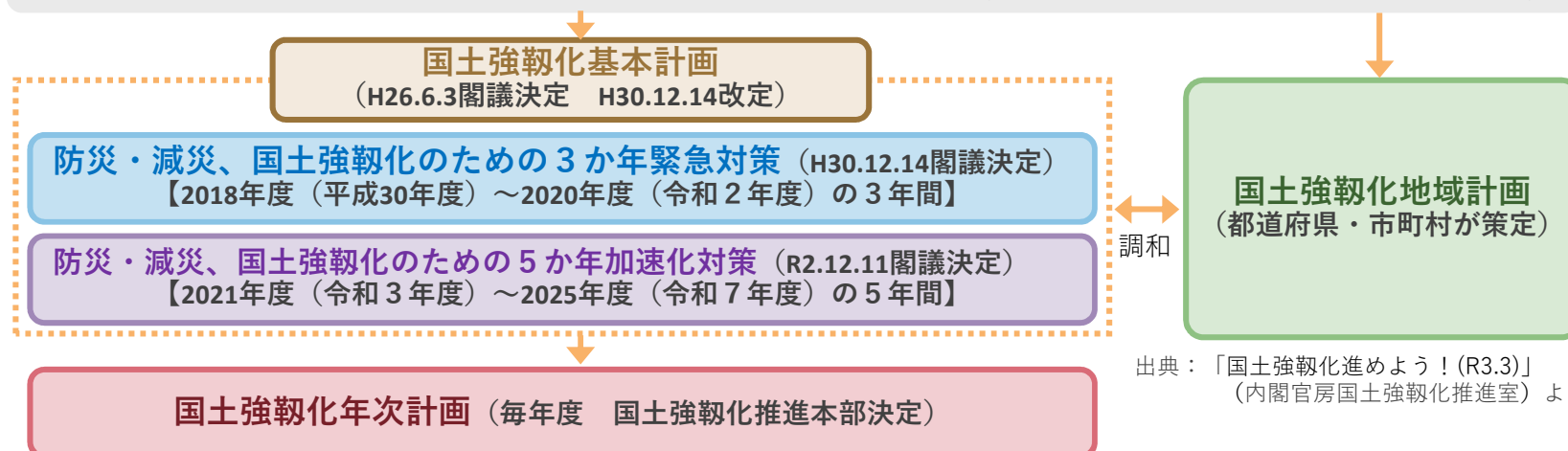
大規模自然災害の発生（伊勢湾台風・阪神淡路大震災・東日本大震災 等）



「強さとしなやかかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・社会経済を構築することを目指し、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」いわゆる国土強靱化基本法を平成25年12月施行

■ 国土強靱化推進の枠組

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
(議員立法 H25.12.4成立、12.11公布・施行)



出典：「国土強靱化進めよう！(R3.3)」
(内閣官房国土強靱化推進室)より作成

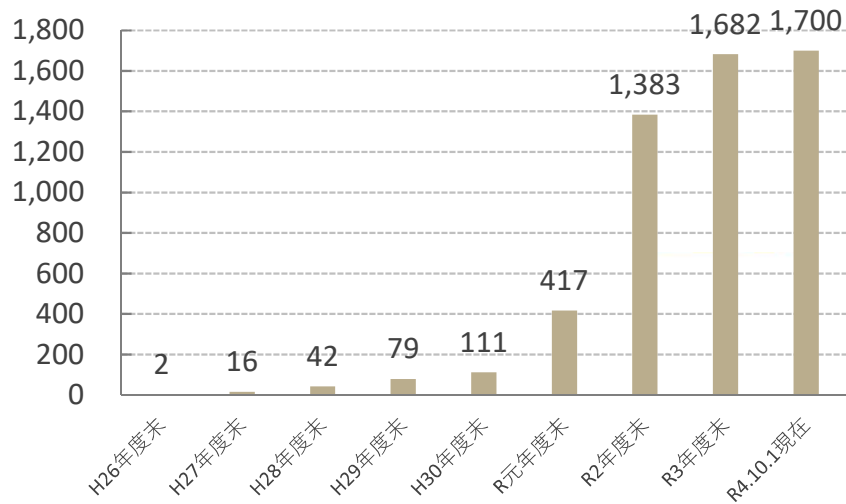
(2) 国土強靱化地域計画の策定状況について

令和4年10月1日現在の状況

1,741市区町村のうち、策定済み 1,700市区町村
策定中(予定含む) 41市区町村

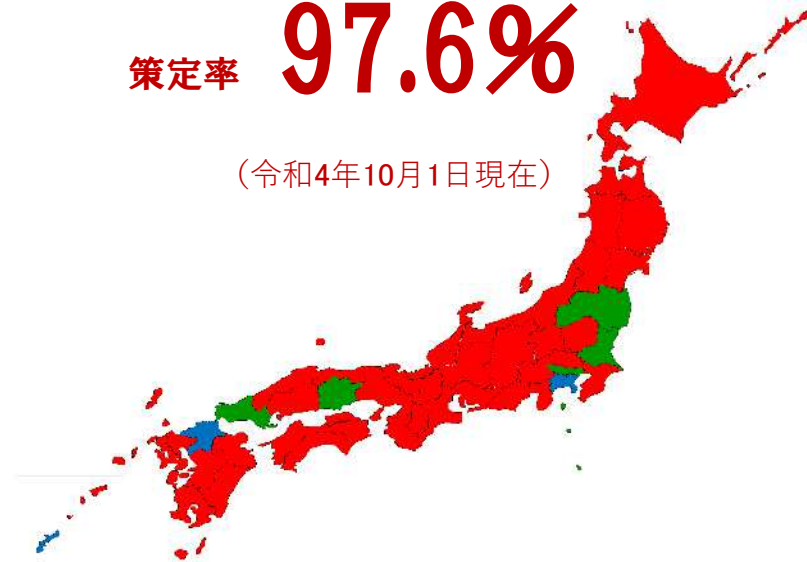
<参考>都道府県、政令指定都市:全団体会で策定済み

【地域計画（市区町村）の策定状況】



策定率 **97.6%**

(令和4年10月1日現在)



都道府県別 策定済みの市区町村の割合

割合	都道府県数	都道府県名
100%	39	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
90%以上100%未満	5	福島県、茨城県、東京都、岡山県、山口県
80%以上90%未満	0	—
70%以上80%未満	3	神奈川県、福岡県、沖縄県

出典：

「市区町村の国土強靱化地域計画の策定率マップ (R4.10.14)」、「令和4年度における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援方針 (R4.1.19)」（内閣官房国土強靱化推進室）より作成

(3) 国土強靱化地域計画に基づき実施する 取組の関係府省庁の支援について

【第1フェーズ（～R3）】
地域計画の策定への支援・促進



【第2フェーズ（R4～）】
地域計画の内容充実への支援・促進

- 令和4年度現在、関係府省庁合計58の補助金・交付金等の交付にあたって、「重点化」・「一定程度配慮」を行うなどの支援を実施
- 関係府省庁の交付金・補助金について「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」といった事業実施箇所等が具体的に計画に明記された事業に対し「重点化」の動きが加速（58のうち18の補助金・交付金等で重点化の判断）
- 地域計画の策定を交付要件とする要件化についても、関係府省庁で検討中

【関係府省庁による補助金・交付金等の重点化等の対応状況】

(単位：補助金・交付金等の事業数)

予算重点措置等の判断基準		令和3年度	令和4年度
重点化	地域計画に実施箇所等が具体的に明記された事業を対象	6	18 (+12) 明記された事業への重点化
	地域計画に基づく施策を対象	26	18 (-8)
交付の判断にあたり一定程度配慮		25	22 (-3)
合計		57	58

出典：
「令和4年度における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援方針(R4.1.19)」、「国土強靱化の取組の着実な推進について(R4.8.12)」(内閣官房国土強靱化推進室)より作成

2 現行計画について

(1) 地域強靱化の基本理念について

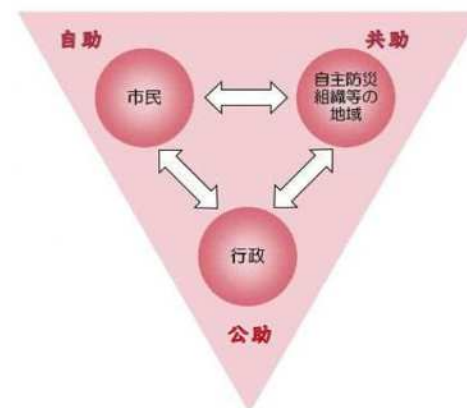
■基本理念

みんなで作ろう、誰もが安心して暮らせる
災害に強く、しなやかで安全なまち

- (1) 「みんなで取り組むまち」を目指します
- (2) 「安全・安全なまち」を目指します
- (3) 「災害に強く、しなやかなまち」を目指します

■地域強靱化の視点

- 視点1：「自助」～市民が主役の災害に強いまち～
- 視点2：「共助」～互いが助け合い、支え合う災害に強いまち～
- 視点3：「公助」～ハード・ソフト両面からの災害に強いまち～
- 視点4：「自助・共助・公助の連携」
～災害に対してしなやかに持続ができるまち～



(2) 地域強靱化の目標設定について

■地域強靱化の基本目標

- I 市民、地域、行政の連携により人命の保護が最大限図られること
- II 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 都市環境を整備し、市民の財産及び公共施設の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興を達成すること

具体化

■事前に備えるべき目標（行動目標）

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する | 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する |
| 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 目標7 二次災害を発生させない |
| 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |
| 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する | 目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする |
| 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | |

(3) 脆弱性評価と地域強靱化推進方針について

■起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 国・埼玉県との関係性】

国土強靱化基本計画

4 5 の起きてはならない最悪の事態
（リスクシナリオ）の設定

参考

埼玉県地域強靱化計画

3 7 の起きてはならない最悪の事態
（リスクシナリオ）の設定

参考

さいたま市国土強靱化
地域計画

3 5 の起きてはならない最悪の事態
（リスクシナリオ）の設定

※「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の詳細については、9～11ページに参考記載

■脆弱性評価の実施と推進方針の設定

- ・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、発生要因や被害想定等に基づく危険性の程度等を考慮した上で、発生回避・被害軽減に資する現在の本市の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の現状と、今後の更なる対策の必要性について評価（脆弱性評価）を実施
- ・脆弱性評価の結果を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに施策等の推進方針を定め、本方針に基づき、さいたま市の国土強靱化に係る取組を推進

(3) 脆弱性評価と地域強靱化推進方針について 【参考：35のリスクシナリオの内容 (No.1)】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 被害の発生抑制により 人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
	1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
	1-7	災害に対する市民の知識不足により、被害が拡大する事態
2 救助・救急・医療活動により 人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	避難所において、疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-4	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
	2-5	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態

(3) 脆弱性評価と地域強靱化推進方針について 【参考：35のリスクシナリオの内容 (No.2)】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3 交通ネットワーク、 情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を 確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できない事態
5 生活・経済活動に必要な ライフラインを確保し、 早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態
	5-4	下水管路の被害、汚水処理施設の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

(3) 脆弱性評価と地域強靱化推進方針について 【参考：35のリスクシナリオの内容 (No.3)】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6 「稼ぐ力」を確保できる 経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも 迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-6	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
	8-7	応急仮設住宅の供給の遅れ等により市民生活の再建が遅れる事態
9 首都機能の維持・復旧を バックアップできるようにする	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

3 さいたま市国土強靱化地域計画 の見直しのポイント及び 今後のスケジュールについて

(1) 計画の構成の見直しについて

【現行計画と新計画（案）の構成の比較及び見直しの内容】

章	現行計画	新計画（案）	見直しの内容
第1章	<p>計画の前提</p> <p>(1)頻発する大規模自然災害 (2)計画の背景 (3)本市の強靱化に係る取組 (4)計画の位置づけ (5)計画の期間</p>	<p>計画の前提</p> <p>(1)頻発する大規模自然災害 (2)計画策定・改定の背景 (3)本市の強靱化に係る取組 (4)計画見直しの目的 (5)計画の位置づけ (6)本計画とSDGsについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定・改定の背景の内容変更 計画見直しの目的の追加 計画の位置づけを見直し 計画の期間の削除 本計画とSDGsについての追加
第2章	<p>対象とする災害と本市の現状</p> <p>(1)対象とする災害 (2)市の特性からみた現状 (3)防災の取組の現状 (4)過去の災害 (5)想定されている自然災害</p>	<p>対象とする災害と本市の現状</p> <p>(1)対象とする災害 (2)市の特性からみた現状 (3)防災の取組の現状 (4)過去の災害 (5)想定されている自然災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時点更新 (気候、人口、産業、市の取組、過去の災害（令和元年東日本台風の追加）、水害の被害想定 ほか）
第3章	<p>地域強靱化の基本理念</p> <p>(1)基本理念 (2)地域強靱化の視点</p>	<p>地域強靱化の基本理念</p> <p>(1)基本理念 (2)地域強靱化の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時点更新
第4章	<p>地域強靱化の目標設定</p> <p>(1)地域強靱化の基本目標 (2)事前に備えるべき目標（行動目標）</p>	<p>地域強靱化の目標設定</p> <p>(1)地域強靱化の基本目標 (2)事前に備えるべき目標（行動目標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域強靱化の基本目標へ「基本目標V」の追加 時点更新
第5章	<p>脆弱性評価</p> <p>(1)脆弱性評価の方法 (2)「起きてはならない最悪の事態」の設定 (3)「施策分野」の設定 (4)最悪の事態の発生回避に向けた脆弱性評価</p>	<p>脆弱性評価と推進方針</p> <p>(1)脆弱性評価の方法 (2)評価のポイント (3)近年の災害などで生じた課題 (4)「起きてはならない最悪の事態」の設定 (5)重点的に推進する取組の設定 (6)「施策分野」の設定 (7)最悪の事態の発生回避に向けた脆弱性評価の結果と地域強靱化の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年の社会情勢を踏まえた課題の修正 評価のポイントの追加 取組内容の修正・追加 第6章「地域強靱化推進方針」の統合 第7章「重点対策」の統合、対策の追加
第6章	<p>地域強靱化推進方針</p> <p>(1)全体的な推進方針 (2)最悪の事態ごとの推進方針と重要業績指標の設定</p>	<p>進行管理</p> <p>(1)基本的な進め方 (2)進捗の管理 (3)計画の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 附属資料との関係性を整理 計画見直しの考え方（適宜見直し）を記載
第7章	<p>重点対策</p> <p>(1)要配慮者への支援 (2)防災組織の育成強化 (3)建築物の耐震化 (4)帰宅困難者対策の強化</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
第8章	<p>進行管理</p>	<p>— 13 —</p>	<p>—</p>

見直しのポイント①

見直しのポイント②

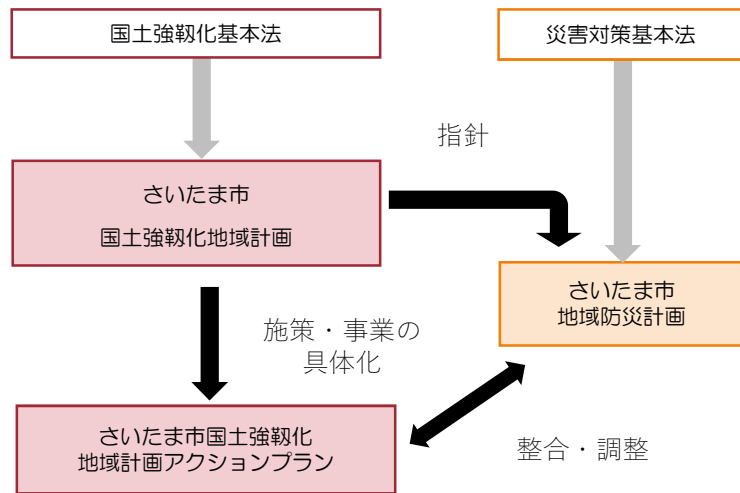
見直しのポイント③

見直しのポイント④

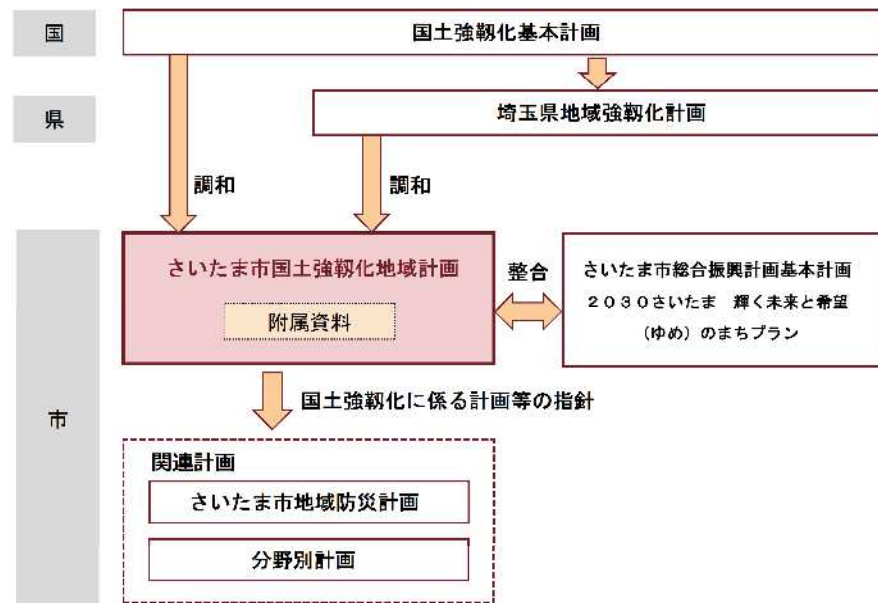
見直しのポイント⑤

(2) 見直しのポイント① 【第1章(5)計画の位置づけ】

【現行計画】



【新計画（案）】



【ポイント】

改定後の「さいたま市国土強靱化地域計画」では、国・県の上位計画や、本市における国土強靱化地域計画の位置付けを整理

(3) 見直しのポイント②

【第4章(1)地域強靱化の基本目標】

【現行計画】

- I 市民、地域、行政の連携により人命の保護が最大限図られること
- II 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 都市環境を整備し、市民の財産及び公共施設の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興を達成すること

(参考)

埼玉県
地域強靱化計画

【新計画（案）】

- I 市民、地域、行政の連携により人命の保護が最大限図られること
- II 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 都市環境を整備し、市民の財産及び公共施設の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興を達成すること
- V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること（今回追加）**

整合

【埼玉県地域強靱化計画の基本目標】

- I 県民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること
- V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること

(4) 見直しのポイント③

【第5章(5)重点的に推進する取組の設定】

【”現行計画”において重点的に取り組む「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」】

- 1-2 建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
- 2-4 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
- 2-5 避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
- 9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態



【”新計画(案)”において重点的に取り組む「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」】

- 1-1 火災により、多数の死傷者が発生する事態 (★)
- 1-2 建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死傷者が発生する事態 (●)
- 1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 (★)
- 1-7 災害に対する市民の知識不足により、被害が拡大する事態 (●)
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 (★)
- 2-3 避難所において、疫病・感染症等が大規模発生する事態 (●)
- 2-4 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
- 2-5 避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
- 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 (★)
- 3-3 物資の輸送が長期間停止する事態 (★)
- 4-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できない事態 (★)
- 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 (★)
- 5-3 上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態 (★)
- 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 (★)
- 6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 (★)
- 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 (★)
- 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 (★)
- 8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態 (★)
- 9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
- 9-2 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態 (★)

※ (★) 埼玉県地域強靱化計画との整合を踏まえ追加 (●) 本市の特性や近年の災害の課題を踏まえ追加

(5) 見直しのポイント④

【第6章(2)進捗の管理】

【現行計画】

さいたま市国土強靱化地域計画

⇕ ⇒別で策定

さいたま市国土強靱化地域計画
アクションプラン

⇒「計画」と「アクションプラン」を個別に策定。

計画期間5年のアクションプランにて個別の事業を管理。

事業の名称	[No.1] 出火防止に向けた指導				
担当局	消防局	担当課	予防課		
事業の概要	多数の人々が出入りする防火対象物等について、出火防止に向けた意識啓発を行うとともに、消防法に基づく防火・防災管理体制についての指導を行う。				
施策分野	(行政機能/消防)(地域づくり・リスクコミュニケーション)				
現況 (H29.12月末時点)	取組・目標値				
	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
平成29年度講習会を平成30年3月に2回実施予定	講習会参加事業所数 100事業所	講習会参加事業所数 100事業所	講習会参加事業所数 100事業所	講習会参加事業所数 100事業所	講習会参加事業所数 100事業所

現行計画のアクションプランのイメージ

【新計画(案)】

さいたま市国土強靱化地域計画

さいたま市国土強靱化地域計画附属資料

⇒「附属資料」を「計画」と一体策定。

毎年度更新する附属資料にて個別の事業を管理

【事業等一覧】

1-1 火災により、多数の死傷者が発生する事態

No.	事業名	事業概要	担当局	担当課	施策分野	再掲
1	消防署等の整備	消防署所の適正配置や狭隘な庁舎の改善等を図るため、消防署所の更新整備を行います。	消防局	消防企画課 消防施設課	(行政機能/消防)	2-1 7-1

【関連指標一覧】

No.	リスクシナリオ	目標指標	現状(値) (令和3年度の実績)	令和5年度の目標	総合振興計画実施計画で掲げる令和3年度から令和7年度までの計画期間最終目標	目標達成年度	総合振興計画事業コード
1	1-1 2-1 7-1	消防署所等整備数	1消防署整備完了、1出張所整備継続	1出張所整備継続	令和7年度までの5年間で1署整備完了、1所整備継続、1署、1所及び1施設整備着手	令和7年度	10-1-3-01

【補助金・交付金等一覧】

(1) 総務省の支援

No.	事業名等	補助金名	箇所名等	数量	事業期間	総事業費 (百万円)	実施主体	事業No ※
1	消防車両の増強整備							2

新計画(案)の附属資料のイメージ

(6) 見直しのポイント⑤ 【第6章(3)計画の見直し】

■計画期間の見直し

【現行計画】

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）



【新計画（案）】

本市を取り巻く社会情勢の急激な変化や、国、埼玉県の強靱化に係る取組状況、また、さいたま市総合振興計画の改定等を踏まえて見直しを行います。

【参考】「埼玉県地域強靱化計画」の計画期間の考え方

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行うこととする。

(7) 計画の検討状況及び今後の予定について

■計画の検討状況

- ・さいたま市防災対策庁内検討委員会による意見聴取
 - ・令和4年4月15日（対面）
 - ・令和4年8月 8日～
8月26日（書面）
 - ・令和4年9月26日～
10月12日（書面）
- ・防災会議委員への意見聴取
 - ・令和4年8月 8日～
8月31日（書面）
 - ・令和4年9月22日～
10月12日（書面）

■今後の予定

- 令和4年11月～
 - ・12月議会への報告
 - 令和4年12月～
 - ・パブリックコメントの実施
（令和4年12月～[1か月程度]）
 - 令和5年 3月～
 - ・さいたま市防災対策庁内検討委員会、防災会議委員への報告
 - ・計画策定
 - 令和5年 4月～
 - ・計画施行
- ※「附属資料」は毎年度見直し